

新旧対照表

浦安市公用自動車ドライブレコーダーの管理及び運用に関する規則（令和2年規則第55号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(データ及び記録媒体の外部提供)</p> <p>第9条 管理責任者及び取扱担当者は、次の各号に掲げる場合に限り、データ及び記録媒体を他に提供することができる。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>(3) <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第1項又は第2項第1号、第3号若しくは第4号に規定する場合</u></p> <p>2～4 省 略</p> <p>(個人情報保護に関する法律の遵守)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、管理責任者及び取扱担当者は、<u>個人情報保護に関する法律に規定する事項を遵守し、個人情報保護のため適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(データ及び記録媒体の外部提供)</p> <p>第9条 同 左</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>(3) <u>浦安市個人情報保護条例（平成15年条例第32号）第6条第1項ただし書に規定する場合</u></p> <p>2～4 同 左</p> <p>(個人情報保護条例の遵守)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、管理責任者及び取扱担当者は、<u>浦安市個人情報保護条例に規定する事項を遵守し、個人情報保護のため適切な措置を講じなければならない。</u></p>